

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

1. （預金契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1. の2（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. （証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. （振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. （受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. （預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻しができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (5) 前三項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. （利息）…無利息型普通預金は除きます。

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第二土曜日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。

ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

7. （ネット利用料）

他金庫の現金自動機器および窓口で払出しまたは預入れをいたしますと取扱い金庫所定のネット利用料を口座からお支払いいただきます。

8. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 前項により届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意を持って確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任をおいしません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が「預金積金共通規定」第5条第1項に違反した場合
 - ③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または「預金積金共通規定」第8条第1項もしくは第8条第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、虚偽であることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断し、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合
 - ⑥ 第1～第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (7) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
11. (未利用口座管理手数料)
- (1) 最終取引日から2年以上、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない場合には未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
 - (2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。
 - (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
 - (4) 引落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。
12. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」が適用されるものとします。

以上